

第2回 所有者不明土地問題研究会

- 第87回全国市長会議 特別提言（平成29年6月7日）
- 国と地方の協議の場（平成29年度第1回）（平成29年5月31日）

平成29年6月26日
全国市長会経済部

○ 平成 29 年 6 月 7 日開催の「第 87 回全国市長会」において、特別提言として、下記を決議している。

平成 29 年 6 月 7 日

土地利用行政のあり方に関する特別提言

全国市長会

我が国は、超高齢・人口減少社会に移行し、空き地・空き家、耕作放棄地や荒廃森林が増加する一方、一部において無秩序な開発が散見される。また、所有者不明土地の増加で公共事業の執行に支障が生じたり、近年設置が相次いでいる太陽光発電施設の中には防災や景観上問題のあるものが発生するなど、地域社会では土地利用について様々な課題が浮き彫りとなっている。

こうした都市の『縮退』・低密度化や農山漁村における課題を解決するためには、経済的な成長や人口増加を前提とした従来の土地利用の仕組から、超高齢・人口減少時代に適合的な土地利用の仕組に転換することが必要となっている。

そして、その際に何よりも重要なことは、住民の意向や地域の実情を土地利用に反映することであり、そのためには、土地利用の現場である都市自治体において、一元的な土地利用行政を実現することが求められる。

以上の認識に立って、次のとおり提言を行う。

Ⅱ 提 言

我が国は、超高齢・人口減少社会に移行し、地域社会には様々な課題が生じており、都市自治体は、これらに対応するため、土地空間を資源として有効に活用することが必要となる。また、土地利用に係る広域的調整や、防災、水源管理、自然景観・生態系保全等の観点から自然環境の維持・保全を行うことが極めて重要となっている。

7 土地利用行政の展開に向けた所有者不明土地への対応

土地空間の一体的有効利用等への阻害要因となっている所有者不明土地について、国は、都市自治体が所有者不明のまま土地利用権を設定し、必要な施設整備を行うことができる仕組を法令整備も含めて構築すること。あわせて、所有者とその所在を明確化するため相続登記等のあり方について検討すること。

○ 平成 29 年 5 月 31 日開催の「国と地方の協議の場(平成 29 年度第 1 回)」に地方六団体の共通資料として提出した「地方創生、地方分権改革の推進について」の中で、所有者不明土地対策の推進を記述するとともに、全国市長会の松浦・会長代理(防府市長)から、次のような発言をした。

□ 松浦・会長代理発言要旨

- 所有者不明の土地・家屋というものがどんどん膨らんでいる。このことについて、全国市長会では、(土地利用行政のあり方に関する研究会において)調査・研究を行い、報告書をまとめた。
- 6 月 7 日開催の全国市長会の総会において、特別提言の決議をすることとなっている。引き続き、国においての対応をよろしくお願い申し上げたい。

□ 地方六団体共通資料

地方創生、地方分権改革の推進について

平成 29 年 5 月 31 日
地 方 六 団 体

I 地方創生のセカンドステージへ向けて

2. 地方創生回廊の早期完備と強靱な国土づくり

所有者不明土地対策の推進

- 不動産登記簿等の所有者台帳により、所有者が直ちに判明しない、又は判明しても連絡がつかない土地、いわゆる所有者不明土地は、まちづくりや防災対策を推進するうえで大きな課題となっていることから、地方自治体が所有者不明のまま土地利用権を設定し、必要な施設整備を行うことができる仕組みを法令整備も含めて構築すること。